第8回持続可能な調達ワーキンググループ 議事録

■日 時: 2023年2月10日(金)9時30分~12時00分

■場 **所:**ウェブ会議システムによるオンライン開催

■出席委員: (五十音順·敬称略)

委員長:加賀谷哲之

委員:有川真理子、井尻雅之、岡本圭司、崎田裕子、高橋大祐、冨田秀実、

山田美和

■議事:

・持続可能性に配慮した調達コード改定案(農・畜・水産物、パーム油個別基準追加)について

加賀谷委員長 事務局から持続可能性に配慮した調達コード改定案における食品関連調達基準の追加分について説明をお願いします。

事務局 事務局博覧会協会黒川でございます。よろしくお願いいたします。前回のワーキンググループでは食品関連の個別基準の追加に関して、農水省から主に国産の取扱い、水産物における絶滅危惧種、パーム油推奨基準について意見があり、それらに対して委員の皆様からもご意見を頂戴いたしました。

その後、農水省と具体的な内容等に関して意見交換を行い、委員の皆様のこれまでのご意見を踏まえながら、 事務局として修正案を検討してまいりました。中でも、水産物における絶滅危惧種につきましては、内容がかなり専門的でございまして、考え方も1つではございません。そのため委員の皆様にも十分に内容をお伝えした上でご議論いただきたいという思いから、今回、絶滅危惧種に関しまして、2つのヒアリングを行うことといたしました。なお、事務局案につきましては、ヒアリング後、私から資料8-4にてご説明させていただきます。ヒアリングには修正案に関連する内容も含まれておりますので、まずは専門家と農水省のご説明をお聞きいただければと思います。それでは、加賀谷委員長にお戻しさせていただきます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました通り、前回のワーキンググループで保留となっておりました水産物調達コードの絶滅危惧種についてはかなり専門的な内容が含まれます。このため、大阪・関西万博で扱われる可能性のあるマグロあるいはウナギに関する内容も含めて、本日お二方をお招きしてお話をいただきたいと考えております。最初のご登壇者でございますが、水産物の絶滅危惧種の対応に長年取り組んでこられております一般社団法人責任あるまぐろ漁業推進機構の会長でいらっしゃる魚住様から、資料 8-2 に基づいて 15 分程度でご説明をお願いしたいと思います。魚住様、よろしくお願いいたします。

責任あるまぐろ漁業推進機構 魚住でございます。私は 1996 年よりマグロ関連の IUCN レッドリスト会議や CITES ワシントン条例関連の会議に参加してまいりました。これらの経験をもとに、まぐろの資源管理とレッドリストの 関連についてご説明したいと思います。

まずマグロの資源管理について若干ご説明いたします。国連海洋法にもありますように最大持続生産量、MSY を達成する水準に資源を維持することを目標に資源管理が実施されております。この MSY とは何かということですが、3ページ左下の図をご覧ください。生物資源はその資源量が減少すると、元に戻ろうとする回復力、再生産力が働きます。そして、この回復した分を漁獲すれば資源をこの水準に維持することができるわけです。この漁獲量を持続生産量と呼んでおります。この持続生産量、この図では回復量でございますが、これは図にありますように資源水準によって大きさが異なっております。この図に示しましたように、この資源レベルの中ほどに回復量が最大になるところがございます。この回復量を最大持続生産量 MSY と呼んでおります。この水準に資源を維持管理しようとしているわけでございます。極めて合理的な資源の利用の方法ではないかと言えます。ちなみにこのマグロ類ではこの再

生産量のこのカーブが左側にずっと歪んでおりまして、MSY はこの図の右端の初期資源のところから 2 割~3 割のところにピークがあります。そういうことがわかっております。ということは、マグロ類で MSY を実現しようとすると、この初期資源から 70%から 80%資源を減少させることが必要になるわけでございます。

マグロ類は三大洋に広く分布しており、ここに示しました 5 つの国際的な管理機関でマグロの資源評価を行ったり、MSY 水準を維持するための管理が行われています。日本はこの 5 つとも全てに加盟しております。

さて5ページで IUCN のレッドリストについてご説明します。絶滅危惧種は絶滅危惧の大きさに従いましてこの3 つのカテゴリーに分けられています。上から下に行くほど絶滅危惧の大きさは小さくなります。そして、どの絶滅危惧の カテゴリーに当てはまるかを評価する基準、クライテリアでございますが、このクライテリアには 5 種類あります。1 つ目 は、個体数の減少、2つ目が出現範囲、3つ目は減少傾向のある小個体群、4つ目が極めて小さな個体群、そし て最後が数量解析による絶滅の可能性でございます。今回のお話に関連する 2 つのクライテリアをここに挙げておき ました。5 つ目のクライテリア E は絶滅の大きさを定量的に示したものでありますので後でご覧になっていただければと 思います。今述べましたこの IUCN の 5 つのクライテリアは極めて少ない情報で専門的な知識もあまり用いないで評 価できる、簡便で大変優れたものです。しかし、それゆえに欠点といいますか弱点もあるわけです。その1つはここに 示しました個体群の減少率を用いたクライテリア A と呼ばれるものです。マグロ類は全てこのクライテリア A で評価さ れ、その多くが絶滅危惧種とされました。このクライテリアはここに示しましたように 10 年または三世代の間に個体数 が 30%以上減少すれば絶滅危惧種になってしまいます。 先ほど述べましたようにマグロ類では MSY を実現するた めには 70%から 80%の資源の減少が必要となっています。そのため資源が MSY 水準に達するとこのクライテリア A によって絶滅危惧種になってしまいます。このクライテリアは現存数が少ない場合においてのみ適切に評価できるこ とが知られており、海産魚類では親魚の現存量が 5,000 個体以下であれば的確に評価できるが、それ以上の個 体がありますと絶滅危惧を過大に評価してしまうわけです。ちなみにミナミマグロは最低水準時でも 40 万個体の親 が存在していましたので、かなり過大に絶滅危惧が評価されていたことになると思います。この過大評価の最大の原 因は現存量の大きさを無視したということです。例えば、過去 10 年で 80%減少して 50 個体になった種と、5 万 個体残っている種ではおのずと将来の絶滅確率が大きく違うということです。同じ減少率であっても現存個体数が 多いほど絶滅の可能性は低くなるということです。IUCN では保全を考えないといけないような生物では、この現存 量が使えるケースは極めて稀だということで現存量を使用しないという決断をしたわけですが、この決断は IUCN にと っても大変悩ましい決断であったと伺っています。ちなみに、日本の環境省のレッドデータブックのクライテリアは現存 量を利用するということで、このクライテリア A の欠点を克服しております。もし、この環境省のクライテリアでマグロ類を 評価すればマグロ類は絶滅危惧種にはなっていないということです。

この決定につきましては、絶滅という現象を研究する保全生物学があるのですが、その保全生物学を専門にしている IUCN の研究者の皆さんも十分にご理解されておりまして、このことは参考に示しました IUCN のガイドブックの内容にも示されております。マグロ類の判定結果は絶滅リスクの大きさを反映していないということは IUCN も認めているわけであります。それでも、なぜこの誤った評価結果を掲載しているのかですが、まず評価結果については例外を認めないで記載するという原則があるということです。例外を認めると様々な種でいろんな問題が生じて来るからということだと思います。そして、特にマグロ類は管理されているということで今後資源が安定もしくは回復すれば中長期的に見るとダウンリストされてしまうので、時間の問題であるということで、この問題は多分時間が解決してくれるだろうという認識があるようです。確かにこの下の表を見ますと、1996年や2011年に絶滅危惧種になったクロマグロだとかキハダマグロは2021年の評価では見事にダウンリストされていますし、ミナミマグロもひとランク下がっています。しかし、ミナミマグロやメバチがこのレッドリストから完全にダウンリストされるのは、もう少し時間がかかりそうです。それから、レッドリストはあくまでもガイドラインだということで掲載されたからといって、何か、誰かに義務が発生することがないということです。管理責任のある国だとか国際機関がこのレッドリストの結果を受けてより多くの情報を用いてより詳細な情報を用いて、より正確な資源評価といったものをして、その結果をもとに最適な管理をしていけば良いというわけです。マグロ類に関しましては、マグロ類の国際管理機関が資源評価を行いまして、その結果をもとに漁獲管理を行っ

て持続的な利用を図っております。資源評価結果から、絶滅の危惧はないと判断しているということだと思います。 レッドリストの中でマグロ類のような問題が発生している例は極めて異例で、IUCN にとっても大変悩ましい問題です。 しかし、残念ながらこういった悩ましい問題が存在することは、専門家以外にはほとんど知られておりませんで、いろんなところで混乱が生じていることも事実でございます。

7ページ以降ではミナミマグロとメバチの資源状態について大まかなお話をしたいと思います。まず、ミナミマグロです。この部分が IUCN のレッドリストの最新の評価結果の内容です。後でご覧になっていただければと思います。左下の図はミナミマグロの親魚資源量の動向を示したもので、縦軸が親魚量で、横軸が年でありまして、この赤い線がMSY 水準です。これが親魚資源の動向で、この破線が現在を示しています。ですから、これ以降の線は将来予測ということになります。このミナミマグロは 2011 年に完成しました新たな管理方式と呼ばれるかなり厳しい管理方法で管理されておりまして、現在 MS Y の 69%ぐらいに回復してきています。そして、2035 年には MS Y 水準すなわち初期資源の約 30%水準まで回復する予定で、そういう計画のもとに管理されています。そして、この資源の回復に従いまして、2010 年ごろには 9,500t しか漁獲を許されていないのですが、現在は約 17,000t のレベルの漁獲が許されています。徐々に資源の回復に伴って、漁獲を増大させてきたわけでございます。IUCN は、現在の管理が持続的であって資源が回復途上にあることは認めているわけでございます。すなわち持続的な利用を図りながら資源を MSY 水準まで回復させようとしているわけです。資源を健全な状態に回復させつつ健全な漁業を維持することも資源管理にとって大変重要なことであります。

次は 8 ページ目のメバチで、この部分は先ほどと同じように IUCN の最新の評価を示しています。メバチは三大洋に広く分布しておりまして、ここに示した 4 つの国際管理機関で管理されています。この 4 つのグラフはそれぞれの水域のメバチの親魚資源の動向を示したものです。この縦軸が親魚資源量で、横軸が年です。最新年が大体皆2020年ぐらいになっていると思います。この赤い線が MSY 水準で親魚資源がこの水準になるように管理しているというわけです。ご覧のように 4 つの水域とも、大体 MSY 水準前後に資源はあります。また、この MSY 水準に安定させるための管理措置が取られているということであります。インド洋は、最近ほぼ MSY 水準に達したので、ミナミマグロで実施されている厳しい管理方式の実施が昨年の委員会で決定されまして、来年2024年よりその管理方式に基づく漁獲規制が開始される予定になっています。

9ページ目はマグロを管理する国際機関における大まかな管理の流れを示しています。まず、科学委員会で資源評価を行いまして、必要な管理措置の勧告を行います。そして、本委員会でその勧告を基に適切な管理措置が決定され、実施されます。そして、その管理措置の実施状況を様々な方法でモニターをして、その結果をレビューして、もし問題がある場合は是正措置が図られていくことになります。ミナミマグロもメバチも資源評価に基づく管理措置の実施を通じて、持続可能な形での利用が確保されているということです。

10 ページ目、これが最後のまとめでございます。IUCN のレッドリストクライテリアは保全生物学の専門的な知識をほとんど必要としないでも評価できる大変優れたものであると高く評価されています。しかし、資源の減少率を用いたクライテリアは個体数が大変多い種類では、その絶滅危惧をかなり大きく評価してしまうということが知られています。また、この評価は資源が MSY 水準になるかという観点からの評価ではない点にも留意が必要だと思います。マグロ類はこのクライテリアの弱点によりレッドリストに掲載されてしまったもので、より多くの詳細な情報をもとにした資源評価からは絶滅のリスクはないと言えます。今大変重要なことは、これらのマグロ類が持続的に利用されているのかどうか、漁獲物が管理措置をしっかり守って漁獲されたものであるかについて注目すべきではないかと考えております。大変駆け足でご説明いたしましたが、以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

加賀谷委員長 ありがとうございました。ご質問は後でまとめて受け付けさせていただきたいと思います。続きまして、 農林水産省水産庁栽培養殖課室長の柿沼様に主にウナギに関連した水産流通適正化法や完全養殖に関して プレゼンテーションをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

農林水産省 水産庁柿沼です。私はウナギを担当しておりまして、ウナギの取組についてお話をさせていただきたいと 思います。2ページ目は本日の内容です。私から申し上げたいのは、ウナギについて全てのウナギを対象にして欲し いというものではありません。私が対象としていただきたいと考えているのは、次に説明する取組を行っているものについての2点となります。その取組について、なぜ我々が取り組んでいるか、またどういったことをやっているか、政策的な背景、それから課題に向けてどうやって対応しているか流れを追って説明をしていきたいと思います。また、水産流通適正化法に向けて取組を行っておりますので、まず冒頭に水産流通適正化法の政策的な概要を説明し、今申し上げた我々の取組を理解いただいて、我々が対応して欲しい2点について今どういう状況かをご理解いただくために、今回はお話したいと思っております。よろしくお願いいたします。3ページ目以降は、水産流通適正化制度の概要でございます。こちらの方は担当の冨樫から説明をいたします。

農林水産省 水産庁加工流通課の富樫でございます。よろしくお願いいたします。それでは 4 ページをお願いいたします。昨年 12 月 1 日より水産流通適正化制度が施行されました。この制度でございますが、後段の効果というところにもございます通り、持続的な水産資源の利用が可能となることであったり、信頼できる水産物のみが取り扱われるようになったり、また、適正な国内市場環境の実現といった効果を期待しているところでございます。

5 ページをお願いいたします。制度の概要としまして、特定第一種水産動植物等関係でございますが、これは国内規制でございまして、特定第一種水産動植物等にはアワビ、ナマコ、シラスウナギが指定されています。どういった義務が課されているかといいますと、こちらの上段にある通り①から⑥の6つの義務が書かれています。主な点としましては、採捕事業者・取扱事業者は、行政庁に「ナマコ・アワビを採捕します」ということを届出いただき、取扱事業者も「ナマコ・アワビを取り扱います。加工します。流通させます」ということを行政庁に届出いただくことから始まります。届出は1回で良いのですが、届出をした後にそれぞれ届出番号と事業者番号が通知されます。この番号を活用しまして、対象水産物を販売するたびに漁獲番号、数量、譲り渡しした日、そういったものを伝達するということが義務付けられています。輸出事業者については、輸出が密漁品の抜け道とならないように重い規制もかけておりまして、アワビ・ナマコを輸出する際は、国が適法漁獲等証明書というものを発行しますので、こちらの申請が必要となります。

続いて6ページをお願いいたします。繰り返しになりますけど、今回国内規制として指定されたのがアワビ、ナマコ、シラスウナギになります。シラスウナギについては、令和7年から適用ということでございます。魚種とともに加工品についても指定しています。6ページ下段にある通り、密漁防止という観点から、密漁の温床とならないように対象水産物を多く使った加工品についても先ほどご説明した通り、漁獲番号等の伝達の義務づけをしているところでございます。簡単でございますけど、制度の概要は以上でございます。

農林水産省 7 ページからは柿沼が説明をさせていただきます。ここからはこのシラスウナギの流通適正化に向けて、 冒頭にもありましたが、なぜ我々が取り組んでいるか政策的な背景とその対応の方向性。それから、現地に行ってい ろんな方々と意見交換をしている中でこういう取組を進めるに当たってどういった課題があるのか、課題の設定。その 課題に対してどういった対応ができるか今調査しておりますので、その調査の内容。最後は人工シラスウナギの話で す。こういう流れで説明をさせていただきたいと思います。まずは政策的な背景でございます。

9ページ目は日本全国・東アジア地域の視点で資源管理の動きがどうなっているかを見たものです。縦に年表で、横に金額です。国内生産額と輸入額と金額を示しています。このとおり昭和 63 年から平成 14 年にかけて、国内の産業は大きく縮小しています。また、一方でその後、平成 10 年以降は大きく伸びています。この傾向はグラフのとおりです。この中の動きについて、いくつか課題があります。1 つ目は一番右側ですが、外国産との競合。外国産が伸びて国内産が縮小してきたところ。それから 2 つ目の真ん中のところは食の安全・安心というところが問題になってきて、縮小してきたというところです。最後のところが、資源の持続性の問題がクローズアップしたのは最近の動きと私どもは捉えております。こういった動きになっています。

10 ページでございます。我々がこのような取組を行ってきた大きな背景ですが、まずウナギにつきましては上に書いてあるとおり養殖許可制度は平成 27 年から実施しております。これにより、我が国全体で池入量の上限を定めておりまして、養殖業者から報告を求めており、モニタリングしながら資源管理に取り組んでいます。一方でシラスウナギ養殖に使われる一番元となるシラスウナギにつきましても、各都道府県知事が許可をしており報告を求めているのですが、池入量の管理によって、シラスウナギの取ったところと池入れで差が出てきていることがはっきりとわかるよ

うになり、この問題が顕在化しています。この状態を放っておきますと資源とウナギ産業が持続的に継続するための 大きな課題となることがわかってきているところです。

そういった課題に対して、我々がどういった方法で取り組んでいくかが 11 ページになりますが、まず資源管理を強化することです。違法・不透明な採捕・流通を解消する枠組みを構築していくものです。その方向性としては、下の①②にございます、改正漁業法に基づきましてシラスウナギの採捕の罰則強化と知事許可化です。それから2つ目がシラスウナギの流通防止を図るためのいわゆる密漁・未報告・過小報告をシラスウナギの流通防止を図るための水産流通適正化法の適用で資源の管理の強化と違法・不透明な流通を解消し、資源と産業の持続性を確保したいということです。

今ご説明しました我々が取り組まなければならない背景、取り組むべき方向を説明しましたが、それを取り組むにあたって各地現場でいろいろな方と意見交換をしております。どうやったら現場に実装できる仕組みが導入できるのか話をした中でのものが13ページです。基本的なところは、皆さんから取組の方向については理解を得られているという感触を得ております。ただ、シラスウナギ、これは爪楊枝ぐらいのものをイメージしていただければと思いますが、非常に小さく、捕る人もたくさんいるため、トレーサビリティは技術的に非常に難しいところはあります。大変な手間がかかるのではないかといった懸念があります。方向性への理解は得られているのですが、実際にそれをどうやって導入実装できるかという不安が非常に大きいことがわかってきております。

14 ページでございます。シラスウナギの採捕から、採捕とはいわゆる漁獲と考えていただければと思います。漁獲から、流通、池入れまでの流れになります。文字で書ける数が限られていますが、実際は 6,000 人ぐらいの採捕者という方が全国にいらっしゃいまして、実際にそれに従事している方はその数倍いる状況であり、そこの流通者を経て池入れとなっています。14 ページの真ん中ぐらいの青で囲まれています池入数量の管理は、大臣許可で管理をしておりますので、その左側がこれから取り組むべきところになっていまして、赤囲みの上の方にあります下側の対応①の罰則の強化・知事許可化、それから池入れまでの流れについて、採捕者を届け出にするところと③の池入れまでの流れについての管理が課題になってくるのですが、ここをどうようにやっていくかは非常に大変な作業になります。「対応②:届け出・譲渡記録」を実装するには、やはり負担が少ない仕組み、それを技術でカバーするというアプローチが非常に重要であり課題となってきております。取組について、実際に取り組む方々が積極的に取り組んでもらわなければならない。やはりその導入するインセンティブが非常に大事だろうと受け止めておりまして、この動機が何かなのかが非常な要素だと考えております。こういった取組を技術的に課題解決できる。それから、積極的に取り組むインセンティブをどうやって持たせるかが課題だと設定しております。今申し上げました、課題に向けてどうやって対応していけばいいかについて、今調査活動を始めておるところでございます。

16 ページでございます。まずインセンティブですけれども、ウナギ産業の全体を俯瞰して見たときに、一番左のシラスウナギの漁獲から、流通、養殖それから加工また流通、そこから小売りにいって消費者に届くまでいろんな段階を経ておりますが、ウナギというのは私も担当してよくよくわかりましたけれども、消費者の関心が非常に高いというところがあります。これは、上に書いてありますとおり、ウナギは非常に貴重な資源であり持続性がカギですが、やはり食べるというところが伝統的な食文化の1つということで、食べられる食材、また美味しい食材ということで、希少資源でありますが、そういった消費までされる稀有な存在でありまして、この価値の連鎖はシラスウナギから消費までの段階で大きく伸びていくということでございます。ここに、消費者にちゃんと適法で取れたとか流通が透明だというところを届けていくことができれば希少資源ではありますが、伝統的な食材として食べるというところを皆さんに関心を持って見ていただけるという強みもありますので、そういったところを残し存続させることで価値の連鎖ができるところが、実際にこのトレーサビリティに取り組む人たちのインセンティブになると考えています。

17 ページでは先ほどの最初のグラフに戻りますが、このウナギの動向、市場の推移です。国産が縮小して、また大きく伸びています。この背景が金額で示していますけれども、この背景が何かというところです。

18 ページは、先ほどの価値の連鎖というところに繋がっていますが、ウナギにつきましては先ほど背景のところでご説明しました通り、ウナギの養殖については許可制にして池入量に上限を決めておりますので、量自体は増えており

ません。一方で国内の生産額が増えているところは、一番低かったときに比べて今非常にウナギの価値が上がっているところが背景にあります。つまり、量は増えてなく価値、金額を伸ばすということで、ウナギの産業が成長しているということです。先ほど価値の連鎖のところでご説明しましたとおり、こういったところに着目して、この価値を維持するところが非常に大きなインセンティブになるだろうと捉えています。

19 ページは関係者といろいろ意見交換をした中で聞き取った内容を SWOT 分析という形で落としたものです。 赤い囲みのところが流通適正化に関するものです。プラス要因、マイナス要因のところで、そういったところが挙げられ ておりまして、先ほどの価値の連鎖とあわせて、流通の適正化に係る取組を解決することで、我々も含めてみんなが 一緒に取り組んでいくことでプラスの要因を伸ばし、マイナスの要因を打ち消しさらに成長できると考えています。これ も大きなインセンティブに繋がるというところで、政策的な方向もそういったことを目指していきたいというところです。

20 ページは先ほどの価値連鎖ですけれども、まず目指していくところは、ウナギの漁獲流通、養殖それからここまでが適正化の義務がかかるところですが、その先まで情報を繋げていく、つまり適法に取れたもの、透明性のある流通のもの、それから国産のニホンウナギだということを見える商品にということで、できる仕組みを作っていくことで消費者の皆さんが選択して選べる、そして支持・応援をしていただける仕組みを目指していきたいです。かつ、現場のもう1つ残っている課題が現場の業者の負担感を少なくしていくことです。負担感の少ないトレーサビリティの仕組みを導入していくところが大きな課題で、今こうした取組に向けてプロジェクトを動かしています。

21 ページに記載のプロジェクトは、野村アグリプランニング&アドバイザリーのものです。右に書いています。あとデンソーさん。こういった機関の協力を得ていただきまして、今調査を行っているところでして、この仕組みを導入するための技術と、どういったモデルをやったらいいかを協力いただいて調査を行っています。

22 ページは、この 2 つの協力機関の紹介です。23 ページです。今、調査しているところで、まだこういったモデルだというところはできておりません。調査の結果を踏まえて、これからモデルを開発していく段階ですが、イメージとして左の上に書いておりますとおり、いわゆる QR コードを使って情報を伝達していく仕組み。QR コードを使ったトレーサビリティモデルをイメージしておるところです。

これが天然ウナギの取組でして、24 ページ以降は人工種苗の関係についてでございます。人工種苗につきまして、日本ウナギは赤で書いているところですが、みどりの食料システム戦略の中で 2050 年までに人口種苗比 100%を目指すということになっています。それに向けて、今、国、研究機関挙げて取り組んでいるという状況です。

26 ページです。完全養殖といいますのは、左の真ん中の図に書いてあるとおりでして、最初の親は天然ウナギを使用しますが、そこから取れた卵を人工的に孵化させて人工ウナギの成魚を作るところから、また卵を取って、このサイクルをぐるぐる回していく自然に負荷をかけない取組でして、上に書いてある通り、平成 22 年に卵から新魚まで育てる完全養殖に技術的には成功しています。ただ、飼育方法、大量生産、商業ベースにのせるところはまだ研究途中でございまして、実証をしながらこの技術を開発することで、完全養殖技術を普及させるところがこれからの課題になっております。

27 ページは、今お話したとおりでして、この平成 28 年の技術が出来た当初は一匹あたり大体 28,000 円弱ぐらいので、爪楊枝 1 本分ぐらいのシラスウナギ 0.2 グラムなのですが、それを 1 匹作るのに、開発コスト、生産コストが 28,000 円かかっていました。最近ですと、大体これが 3,000 円ぐらいになってきています。一方で天然のシラスウナギは、年によって差はあるのですが、大体 180 円から 600 円ぐらいで、まだこれだけの差があるので社会実装に向けてはさらなるコストダウンが必要な状況と思っております。今水産庁が取り組んでいる課題の背景、実際に対応している方向性、人工種苗の動向というのは、今ご説明した通りです。冒頭申し上げたとおり、繰り返しになりますが、私としてウナギを全て認めて欲しいという話をしているのではなく、こういった取組をしているものを対象にしていただきたいということです。この 2 つということです。特に新しい技術を用いて適正なシラスウナギを持続的に利用すること、これを消費者に認めていただいて選んでいただくというのがこれから非常に重要なことになってくるかと思います。こういったテクノロジーを活用した取組を皆さんにもご紹介させていただきながら、またご理解を得ながら、進めていきたいと

思っておりますので、最初の理解者ということで皆さんになっていただければ、我々も幸いかと思います。よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

加賀谷委員長 柿沼様、ありがとうございました。それでは先ほどの魚住様のご説明分も併せて、委員の皆様からぜ ひ質疑応答を受け付けさせていただきたいと思います。では、高橋委員お願いします。

高橋委員 ありがとうございました。いろいろなご説明いただきまして非常に参考になりました。共にご発表いただきました魚住様また水産庁の皆様に伺いたいのですが、今のお話からするとマグロやウナギに関するサステナブルについて、いろいろとリスクの指摘はされているが全てに問題があるわけではなくて、サステナブルなものとそうではないものもあり得る。サステナブルな取組が行われているものもある、というご趣旨だったと思うのですが、その際に、例えば私達が消費者として購入をする際に、店などにあるウナギやマグロのうち、何がサステナブルで何がそうでないものなのかをどういう形で確認できるのか、ぜひ伺いたいところです。市場等に行くと単に食材が並んでいる中、水産庁の皆様からもお話伺いましたとおりトレーサビリティがつけにくい中でも何とかこのトレーサビリティを少しでも高めていくことをこの調達コードの取組を通じて、一歩社会から進めるためにどのような確認をマグロ・ウナギに関して、求めることができるのか。あとマグロとウナギに関して非常に問題意識が持っている方々、特に海外の方も非常に多いと思いますが、海外の方々に関して、このサステナブルなマグロやウナギの取組はどういう形で発信をしていくことができるか。もう既に皆様の方で発信したり、こういう形であればサステナブルだと何か英語や海外向けのいろいろな資料等でそのような発表をした動きがあればぜひ教えていただければと思います。お願いします。

加賀谷委員長では、魚住様からご回答お願いできますでしょうか。

責任あるまぐろ漁業推進機構 魚住です。私は流通の方は専門でないのでその辺のチェックをどうするかは水産庁に お答え願いたいと思いますが、少なくとも今日本のマーケットに流通しているマグロ類は、ほぼ国際管理委員会の規制に従って漁獲されたものが流通していると考えていいのではないかと私は考えています。もちろん 100%かというと ちょっと自信はありませんけれども。まだ IUU 漁業もわずかですが存在していますけれども、特にマグロ、お刺身になって流通するマグロ類は大体マグロ船のはえ縄船で漁獲されて流通するのですが、そういったものは、ほぼ適切な管理 のもとで漁獲されたものが流通していると考えていいのではないかと思っています。あと詳細は、水産庁でモニタリングとか漁獲証明等の諸制度だとかいろいろモニタリング制度がありますので、その辺の実施状況などをお示しいただければ、より明解になるのではないかと思います。以上です。ありがとうございます。

加賀谷委員長では、水産庁お願いいたします。

農林水産省 マグロを担当しております水産庁資源管理部の福田と申します。お願いします。マグロの国際管理について、今回 IUCN のレッドリストに載っている種ということで、ミナミマグロとメバチになりますが、これは魚住様からも説明ありましたとおり、IUCN のレッドリストでは今絶滅危惧種と掲載されているということですが、背景としましてはしっかりとした資源管理が行われているということです。日本に入ってきますミナミマグロとメバチについては、日本の遠洋マグロはえ縄漁船が遠洋域で漁獲したものを日本の指定港の方に持ってきて水揚げをするというルートと、もう1つは海外で漁獲されたミナミマグロとメバチが輸入という形で日本に入ってくる、その2つのルートになると思います。輸入物については、輸入時において漁獲証明制度、船籍国だとか輸出国が証明する一種のトレーサビリティでございますけども、漁獲された水域だとか日付だとか、流通経路も含めてトレースしていく。それを輸出国が証明をして、それを添付して日本の成田空港だとか清水の港の方に入ってくる。それを水産庁が、外為法に基づきまして漁獲証明書等を徴収し、内容の確認をしております。また、その情報を地域漁業管理機関というマグロの資源管理を行う国際管理機関の方にフィードバックしまして、おかしなところがないかどうか、そういった確認をしております。日本船の水揚げ物については清水港等で水揚げされていますが、そこについても水揚げ検査とか、船の動向を衛星で把握するような衛星漁船位置監視システムなどを通じて監視をしており、国際的なトレーサビリティという観点から、国際的な地域漁業管理機関の管理のもとに置かれているという状況です。

加賀谷委員長 ありがとうございました。

高橋委員 ウナギの方も伺っていいですか。今のところは、つまり日本に輸入するまでのところはトレーサビリティがしっかりされているということだと思うのですけども、消費者まで届く間のトレーサビリティ、例えば市場に行ってお魚を買うと、スーパーだと表示はあると思いますが、それがどこから来たのか、どのような経路で来たものかっていうのがわかりにくい部分があると思います。そこを何かトレーサビリティを図っていくのは、必要ないことなのかそれとも非常に難しいことなのか、可能な範囲で教えていただければ大変ありがたいと思います。

農林水産省 福田です。ありがとうございます。トレーサビリティの全体的な方向性としましては、そういったことを進めていくという方向性と思いますけれども、メバチやミナミマグロについては、今の国際的な資源管理の状況、資源のリスク、あるいは流通形態を考慮しますと、日本船としては遠洋漁船で、遠洋域で獲っている。輸入物については、輸入時点で、すなわち日本に入ってくる時点で、船籍国が証明したトレーサビリティのための漁獲証明書を水際でまず確認している状況にありますので、国内市場においてメバチだとかミナミマグロについて、トレーサビリティを行っていく優先度について、現時点においては必ずしも高くないと。いろんな水産物がございますけれども国内市場でのトレーサビリティについては、全体として進めてく方向で水産庁としても取組を進めているところでございます。

加賀谷委員長 ありがとうございました。では、ウナギもお願いできますでしょうか。

農林水産省 柿沼でございます。高橋委員、ありがとうございます。まさに委員が仰った通りだと思っております。資料 20 ページを見て頂ければと思いますが、やはりウナギについては、消費者までこの情報を届けるところが一番価値を 生むというところです。むしろ、こういった取組をして、選んでもらわなければ我々の取組が実らないわけですので、どう やっていくかが非常に大きな問題で、我々もむしろ選んでもらうようにすることが事業を進めるインセンティブだと考えて います。まだ調査をしてこういったモデルを作っていくところですが、まさにご指摘のあったところをしっかりとやっていかな ければ事業が成功しないと思っておりますので、そこのところをしっかりと価値を生むところをインセンティブに繋げて、こういった取組を進めていきたいと我々も考えておりますので、考え方、まさにご指摘の通りでございまして、そこをどうやって進めていくか、一生懸命進めていきたいと思っていますし、その辺りに向けていろいろな技術を活用して取り組んでいきたいということでございます。

加賀谷委員長 高橋委員、よろしいですか。

高橋委員 はい、ありがとうございました。

加賀谷委員長では、有川委員お願いできますか。

有川委員 はい、ありがとうございます。いろいろご説明頂きましてありがとうございました。私からは 3 点お伺いできればと思います。まず 1 点目、ウナギのところをやはりお伺いしたいと思います。今回後半にお話あると思うのですけど、絶滅危惧種全般なので、実はウナギだけでなくて他も関わってくるだろうと思いつつ、特にウナギのところがポイントになっているのでウナギでお話しますが、他の食用にする絶滅危惧種もあると思いますので、それも同じ話と理解した上で質問させて頂きます。マグロのところでもご説明をいただきましたように、水産物の持続可能性を考えていく場合に、資源量がポイントと思うのですが、本日のワーキンググループで判断する非常に大きなポイントとして、まさにマグロと同じようにウナギの資源量がどうなっているのかだと思いました。消費者からすると、すべての人ではないかもしれませんが、ウナギが絶滅危惧種だということを知っている人は昨今増えています。大阪・関西万博はサステナビリティに配慮した食を提供しているというのがこの調達コードの普及を通じて伝わっていくでしょうから、そうした場合に会場で消費者、来場者の方がウナギを見つけます。そのときに純粋に絶滅危惧種ってあれ、食べていいんだっけ、と思うのが普通ではないかと。そこできっちりと説明できる状態になっておくことが大事と思うのですが、そうなると、繰り返しになるのですが、マグロのところでもお話のありました資源量の部分が MSY 基準を下回っているのかどうか、下回る状況になっているのかどうかが重要と思います。ですので、ウナギの場合になると思いますが、マグロのところでもお示しいただいたような科学的な情報に基づく資源評価の情報のご共有をお願いしたいと思います。

2 点目、水産流通適正化法のところご説明ありがとうございます。昨年 12 月に施行されて、なかなか不透明な流通の状況の中、透明化を図っていくというところで非常に貢献するものだと私も理解しております。ただ今お話を聞いていますと、その流通の透明性を図るということと、それから水産物のサステナビリティの柱である資源管理という

話が若干交錯しているという感じもいたしました。そこで少しお伺いしたいのですが、国際的な一般的な受け止め方について教えてください。ウナギはもちろんですが、今ドラフトのコードをいただいていますけれども、法令遵守で資源管理を行っていて、漁獲証明書が添付されている場合、これが欧米で、持続可能性に配慮した水産物と受け止められるものなのか教えてください。既に水産流通適正化法に当たるものについては、EU とアメリカの方で既に先行して実施されていると思います。それぞれの国で、漁獲証明がついているという場合に、それぞれのマーケットで、サステナブルな水産物ということで流通しているのかどうかという点について教えてください。なぜこの質問を差し上げるかというと、大阪・関西万博には海外の方もたくさん来られるからです。その海外の方が、この大阪・関西万博では、サステナブルなコードを用いて食材が提供されていると知って、ウナギをはじめ様々なものを見た場合、これは漁獲証明がついているからサステナブルだという日本の説明が、海外で通用するのかを教えてください。

3番目、先ほどご説明の中にもありましたが、2番目の説明を一旦置いといたとしても、水産流通適正化法の対象はシラスウナギです。 つまり稚魚だと理解しています。 大人というのでしょうか、 大人のウナギは対象外と思うんですけども、 この点についてどう理解したらいいのかお伺いできればと思います。

最後コメントですけど、これで終わります。完全養殖のところ、養殖の場合、サステナビリティに配慮した養殖だと言う場合には、親も養殖で子供も養殖でというサイクルだけではなくて、例えば餌の問題、周辺環境への配慮等諸々配慮してサステナブルと呼べるのではないかと私は理解しているのですが、どうでしょうかということと、先ほど高橋委員も質問されていましたが、特に絶滅危惧種の完全養殖を流通していく場合に、やはり天然物と交わらないように、また消費者にきちんとわかるように流通と表示をしていくことが大事ではないかと思います。そのあたり認証とか特にない場合、CoC 認証、流通管理をきちんとなされているのかどうかは消費者には非常にわかりにくいところでですし、またこれが混じってしまった場合に、天然の漁獲への圧力になってしまってさらに追い打ちをかけてしまいかねないという点があろうかと思いますので、このあたりについては徹底をしていく必要があるのではないでしょうか、というところはコメントにとどめたいと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございました。では水産庁よろしくお願いいたします。

農林水産省 ではウナギについてお答えいたします。MSY のお話がございました。こちらについては、有川委員よく御 存じだと思いますけど、ウナギについてはまだ生態が完全にわかってはない状態でして、MSY を設定するところまでは いたっておりません。そういったウナギの資源量をどうやって把握するかは研究途中でして、今はそのウナギを利用する 周辺国、日本、中国、韓国、台湾で協議をしておりまして、その協議の結果、池入量で、過去実績の2割を削減 する、池入量の上限を徹底するという管理をしているのが今の状況でして、それを担保するために日本では許可制 にしている状況です。MSY というところは、ご指摘あるかと思いますが、今、そこまで科学的な知見で設定できない 状況ですので、こうした管理をしているところです。それからサステナビリティのところはまさにご指摘の通りでして、持続 的に利用をするというところは非常に重要になってくるところで、そういった観点からこれまでの実績に基づいて上限を 抑えることを今やっておりまして、モニタリングしながら続けていくことで持続性を確保していくことかと考えております。そ れからウナギのところ、確かに水産流通適正化法の対象というのは、シラスウナギを漁獲したところから池入れまでと なっております。池入れは池入数量で一定の上限を設けて管理しております。ただ先ほども申し上げました通り、ウ ナギの流通を見ていきますと、消費者に届けるところまでが非常に価値を生むところでして、そこがこの事業の調査の 中でも、消費者に情報を届けて見せていくところが、非常に重要だと考えておりまして、そこは、義務というよりはこれ から取組としてトレーサビリティをやっていく中で、伝達する手段も含めて考えていきたいと思って今事業を検討してい る状況です。それから、完全養殖につきましては、最初のところは天然の親を使わざるを得ないのですが、餌につきま しては、どういった餌を使うかも今研究の段階で、それを開発するところが、完全養殖、大量生産の肝になってきます。 まだそういった状況ですので今ご指摘のところを端的にお答えできるものではないのですが、養殖の持続性と考えたと きには、既存の養殖業者の中でも、そういったことを配慮して取り組んでいるところもありますので、やっていく必要が あろうかと考えております。今の段階ですと、まだご質問に端的にお答えすることは少し難しいですけれども、既存の 事業者の取組を見ながら、ウナギについても対応していく必要があるかと考えております。

- 加賀谷委員長 ありがとうございました。有川委員、何かございますか。
- 有川委員 ありがとうございます。資源状況がわからない状態で、平たく言うと食べてもいいのかがよく理解できません。 先ほどのマグロの話ですと、資源状況をしっかりと見極めて、こういうふうに増えているから、MSY は確実に下回ってきているから、IUCN さんの判断とは違うけれども、これぐらいきちんと資源管理しながら食べていっていいのではないかという、まさに科学的な根拠がなされてなるほどと思って拝聴していたんですが、今のご説明ですと、わかっていない状況で減っていると言われていて絶滅危惧種に指定されている。どう理解していいのかちょっとよくわからないです。
- 農林水産省 柿沼でございます。指摘の件は理解いたします。MSYを設定できる情報がない中でシラスウナギは 海流にのって日本だけではなく周りの国にも来遊をしますので、関係国が協力して予防的な措置として取り組ん でいるのが今の状況です。そういった取組を通じながらモニタリングをしていくというところで、ウナギの資源管理にし ているということでして、今の状況からシラスウナギのこの利用の状況を見ていきますと、年によって変動するため、 増えたり減ったりはありますが、概ね横ばいで推移していると考えています。
- 有川委員 大きく減っているわけではなくて、ずっとすごく減っている状態だと思います。わからない状態というか、今モニタリングが必要な状態というのはよくわかるんですが、まさにおっしゃるように今モニタリングが必要な状況じゃないでしょうか。
- 農林水産省 はい、モニタリングしながら利用していくということでして、近年につきましては大体横ばいの傾向ですので、そういった傾向を見ながら取り組んでいるということです。
- 有川委員 平行線になると思うので、次にお譲りしたいと思います。
- 加賀谷委員長 ある意味シラスウナギというところはボトルネックになっているので、そこをまずコントロールするところを 優先されていると。あと、なかなか MSY 水準が掴めない中での管理をどうするのか。ある意味維持するために、今回、 大阪・関西万博の調達コードの中でどう反映させるかについては、何が制限されて、何が制限されてないのか。その まま現状を全て認めることになるのか、制限がよりコントロールされていることになるのか、というところはちゃんと整理する必要があると思っております。また改めて議論いただきたいと思います。
- 有川委員 はい。私はウナギもマグロと同じようにちゃんと科学的な根拠に基づいて判断をすべきだと思います。
- 加賀谷委員長 そうですね。ただ、ウナギについては今つかめない状況の中でどうするか、イチゼロで判断していいのか どうかが論点だと思います。ありがとうございました。では、事務局少しいいでしょうか。既に時間が 10 分程超過して いますが、質問このまま受け付けて大丈夫ですか。
- 事務局 はい、お願い致します。あと 10 分くらいでいかがでしょうか。
- 加賀谷委員長 わかりました。ではあと 3 名ご質問が残っておりまして、あと 10 分くらい受け付けることにします。挙 がった順でご質問を受け付けたいと思います。 冨田委員、お願いできますか。
- 冨田委員 すみません時間がないというところで恐縮ですが、まず、魚住様にご質問させていただきたいと思います。 環境省のクライテリアをはじめとする考え方はなんとなく理解できますし、マグロが戻ってきているのは非常に良いニュースと思ったのですが、この科学的な考え方ということでご質問させていただきます。 単純に絶滅危惧だけ見ていればいいのかが気になりまして、例えば比較として適切かわかりませんが、海の中にオキアミは多分何百兆といて最も多い種類だと思いますが、例えばそれが 5 万個体になってしまったら、オキアミ自体は絶滅しないかもしれないのですけど、他の生態系に与える影響も甚大なもの、多分クジラは絶滅するのではないかと思います。 そういったところはどの程度この資源管理で考慮されているのかを教えていただきたいです。 2 点目は水産庁さんに対する質問になるかと思います。 関係者の方が皆さんご尽力されていると非常に理解できたんですが、つい先ごろも大間のマグロで漁業法違反のニュースがあったり、先ほどプレゼンの中でもウナギで 55 件検挙されたような違反事例はある程度あるのかなという意味で、そこをいかにうまく除外できるかが今回のこのコードにとって重要なところではないかと思います。 実際そういった違反がどの程度の割合で起こっているのかと、先ほどマグロに関しては詳しいご説明いただいたんですが、ウナギに関して、特に国内はまだしも、輸入品がまだ半分程度あると思うんですが海外での管理がどこまで適正にできているのか、それを水際でどう止めているのかを教えていただけますでしょうか。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では魚住様からお願いできますでしょうか。

責任あるまぐろ漁業推進機構 ご質問ありがとうございます。大変興味深い視点だと思います。今までは、マグロだと マグロだけの資源評価をしていたのですが、例えばそのいい例がオキアミでございます。オキアミは人間も利用しますけ れども、他のクジラだとかの海産哺乳類が餌として利用しておりまして、オキアミの利用の管理の仕方をそういった他 の動物の餌になる部分も十分考慮した形で許容漁獲量を算出しています。マグロの場合は、マグロを食べる生物 はほとんどおらずトップにいる生物群なので、あまりその影響はないと考えていますが、やっぱり全体として海洋生態系 がどのぐらい変化するのかについても最近は十分モニターしながら、例えばサメだとか他の動物との相互関係をできる だけモニターしながら資源評価をしていく流れになっています。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では水産庁お願いいたします。

農林水産省 はい、ありがとうございます。ご指摘の通り、ミナミマグロ、メバチについても、過去から海外の漁船も含めて、決めた措置が守られていない IUU 漁業だとか違法漁業だとか、あるいは国によっては遵守の措置が十分でない等の問題が繰り返し指摘されてきた経緯がございます。そういったことがありまして、ミナミマグロやメバチについては、漁獲から流通、貿易に至るまで、トレーサビリティしていく漁獲証明制度のようなものを導入しまして、関係国あるいは関係業者の、どういう人が扱って、どういうふうに流通しているのかを、漁業の面だけではなくて、国際貿易や流通の観点からもモニタリングしようという取組がされております。それでもそういったデータが集められる情報の中で、漁獲に対して多すぎる量が流通しているのではないかといった指摘など、国際機関の遵守委員会で毎年、問題について細かく議論をしています。多くの関係者、NGO も含む関係者のもとで、そういった議論が行われています。改善が示されない国については、場合によってはその国からの輸入を禁止するということもやっていますし、各国は水際で漁獲証明制度をチェックして、問題があればその国のほうに問い合わせをするといったように、ロットごとに確認をしています。完全ではございませんが、かなり進展した国際的な枠組みとなっています。他方、1週間ほど前から大間のマグロの事例が報道されていますが、太平洋クロマグロについてはこういった漁獲証明制度を議論中でございまして、まだ導入されていないところでございますけども、今回のことも踏まえまして、日本の沿岸、沖合で起きた事件でございますので、今後の事実関係を把握する必要がありますけれども、水産庁としても、管理の強化、どのような管理ができるかということを、漁獲証明制度ということも念頭に置きながら検討しているところでございます。

農林水産省 ウナギに関しても発言してよろしいでしょうか。柿沼でございます。冒頭申し上げた2点について、海外について我々も4カ国、国と地域で協力していけるような管理をしておりますが、それぞれの地域での違反がどのくらいあるかは私どもも把握できないところです。なぜ2点かと申し上げたのは、我々がきちんと取組を持って一緒できるのは今のところ国内ですので、そういった不確定なものは除外せざるを得ないだろうということで、大阪・関西万博ではウナギを全てをという話ではなくて、きちんとわかるものを対象として提案させていただきました。こういった取組を率先して進めていくことで、より消費者にわかるような情報を届ける取組が大事だと思いますので、端的なお答えはなかなかできないですが、そういった状況でございます。

加賀谷委員長 冨田委員、よろしいですか。

冨田委員 ありがとうございます。

加賀谷委員長では、山田委員お願いできますか。

山田委員 はい、加賀谷委員長ありがとうございます。魚住さんにお伺いします。比率でなく個体数で見るという見方、環境省のクライテリアはどれぐらい世界的にそれで行くべきだという理解が得られているのか、どのように評価されているのか教えていただきたいです。それから水産庁には、先ほどの有川委員のご質問とも大いに関係してくるのですけども、示されたもので国内と輸入のところは産出額の金額で見たときに、国内のものが増えて、その理由は価格が上がっているからということですが、結局価格は上がっているけれども逆に安い方の輸入の方のウナギの消費量は増えているのかという、流通量のところを示していただけたらと思います。価格連鎖の繋がり、つまりバリューチェーンというところで消費者に訴求するサステナビリティということですけど、ここはやはり消費者に何が説明されて何をわからせるかがポイントなので、そこに焦点を当てないとバリューを最大化することはできないので、他の委員からも出たかと思うん

ですけど、どのように我々がそれを知ることができるか、なぜこの価格でこうなのかが一番重要なのかなと思います。それから今日は資源管理の話が中心だったのですが、先ほど IUU のお話にもありましたけども、そのチェーンの中においてどういう労働環境なのか、マグロ漁船の遠洋漁業の問題等も出ていますので、その労働面の中に一緒に組み込んでいくということも大事なのかなと感じています。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございました。では魚住様からお願いできますか。

責任あるまぐろ漁業推進機構 手短にお話したいと思います。環境省で使ったクライテリア、修正されたクライテリアの 理論的な内容は、IUCN も理論的にはそうだということは認めています。ただ IUCN は発表のときにも申しましたが、 いろいろ複雑になるというような問題があってクライテリアの修正は認めていないけれども、理論的な正しさは認めてお りますし、これに関する学術論文もいくつか出ていますので、日本の環境省のクライテリアが変な修正をしている、改 悪しているという理解は国際的にはないと思います。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では水産庁お願いいたします。

農林水産省 柿沼でございます。今回時間の関係で説明しなかったのですが、現在のウナギの供給量というのが大体 63,000t ほどあり、そのうち輸入が 42,000t、それから国内の養殖が 21,000t です。輸入と国内の比率は大体 4 対 2 の全体 6 万 t です。この情報は水産庁 HP にあるウナギを巡る状況と対策という資料に掲載され輸入量の数字も載っています。本日は説明を端折りましたが、後ほどご覧いただければと思います。また何かご質問あればご連絡いただければ対応いたします。何を届けたいかについては、先ほどの資料の 20 ページにございますけれども、ちゃんと適法で獲れたということと透明な流通を証明していくことが、まず大事だと思っておりまして、その情報を届けていくことが日本の国産ウナギの顔の見える商品だと消費者の理解を得られるものと考えております。

加賀谷委員長 山田委員、よろしいですか。

山田委員 ありがとうございます。

加賀谷委員長 我々が調達コードにこれを反映させていかないと、ということを考えますと、ある意味オンゴーイングで 進めているものをどこまで認めるかはかなり難しいところもあるのかなと思います。その場合にきっちりトレーサビリティが 効いているものと効いていないものを今の現実で分けるとしたら、まだ分けにくいというのが現状だということですね。

農林水産省 これからシステムを作っていくため、現在調査を実施しているというところでございます。

加賀谷委員長わかりました、ありがとうございます。崎田委員お願いします。

崎田委員 ありがとうございます。今の質疑応答の中でかなり出てきていますので重なっていると思いますが、私は時期的なものをぜひ伺いたいと思いました。大阪・関西万博の調達では、その時期にできる最善の調達システムを作っていきたいというのが目的だと思うので、今回いわゆる流通適正化の制度ができたということは素晴らしいタイミングだと思いますので、それに貢献できるような流れが持っていければという思いがあります。今まだ3種類で特にシラスウナギは令和7年からという話がありました。令和7年はちょうど大阪・関西万博のスタートの時期ですけれども、その時期にトレーサビリティの仕組みが出来上がっているのかという点と、新しい魚種指定がもう少し増えるのかなど、この2025年というタイミングを私達はどのように理解するのか、コメントいただければありがたいと思いました。よろしくお願いします。

加賀谷委員長 ありがとうございます。

農林水産省 柿沼でございます。シラスウナギに関しては、大阪・関西万博のスケジュールから見ますと、少し遅れています。ただ令和 7 年に制度をスタートさせるためには、その前から実証していかなければならないところでして、そのタイミングがまさに大阪・関西万博だと考えています。我々もそれに向けて実証試験を進めていくと考えておりますので、ご理解とご協力をいただければ、こういった取組が普及に向けて弾みがつくと考えておりまして、こういった機会も含めていろんな機会に説明をすることを考えていきたいと思っております。タイミングとしてはちょうどまさに一致するということでございます。

崎田委員 ありがとうございます。状況理解できました。

加賀谷委員長 ありがとうございました。ご講演をされた皆様にはバタバタとしてしまい大変恐縮でございますが、大変貴重な情報提供をいただけたと思います。魚住様、柿沼様、水産庁の皆様どうもありがとうございました。それでは次に事務局からのお話にシフトさせていただきたいと思います。食品関連調達基準の追加に関しまして、前回のワーキンググループでの委員の皆様のご意見やヒアリング内容を踏まえて修正いただいております。資料 8-4 で説明をいただければと思います。事務局よろしくお願いいたします。

事務局 博覧会協会黒川でございます。調達コードの改定案のうち、食品関連の個別基準追加については、前回 ワーキンググループでのご議論や、先ほどの専門家や水産庁による説明内容も踏まえまして、修正案を検討しています。 資料 8 – 4 で説明させていただきます。

1ページ目でございます。こちら全般的な意見をまとめております。時間の関係上、1、2、4番につきましてはご意見を踏まえて対応させていただくというところ。3番は前回お答えしたということで説明を割愛させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。こちらは前回、国産の扱いに関しまして、5番のように農水省から国際優先の記載に関する要望がございました。他方、6、7番のように、委員からはこれまでのワーキンググループでの議論を踏まえた対応を行うべきというご意見がございました。農水省と何度も打ち合わせを行った結果、7番に記載されております委員のご提案等を踏まえまして、既に公表しております共通基準の記載を参考にしまして、赤字の記載を農畜水産物の個別基準に入れたいと考えております。また、8、9番はみどりの食料システム戦略の記載に関してご意見をいただきましたけれども、対応としましては農産物の注記や解説に記載したいと考えております。3ページ目は、畜産物につきましては前回のワーキンググループでご回答した通りとなりますので割愛させていただきます。

4ページ目は水産物のところで先ほどもご議論ありました内容に関連します。前回ワーキンググループでは、農水省から 12 番に記載した絶滅危惧種に関するご意見がありました。詳細につきましては先ほどご説明いただいた通りです。13 から 16 番までは委員から頂戴した意見であり、13 番は今後協会の指定するものの中で議論すべきというご意見、14 番は資源管理に関するご意見でございました。対応案としましては、まず絶滅危惧種の定義に関しては様々な意見がございますけれども、※1 に記載しました通り、国内外で一般的に認知度の高い IUCN のレッドリストとしたいと思っております。その上で、その絶滅危惧種については基本的に使用しないこととしますけれども、例外的に策定済みの共通基準にも記載しております、資源保存や再生産確保など持続可能性の利用のための措置が講じられているものに加え、本日説明がありました完全養殖のものは調達可能としたいと考えております。また、自然保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられているものにつきましては、前回ご提示しました GSSI に認められている認証を受けたものに加えて、先ほど専門家、水産庁から説明がありました「国際的に資源管理がされたもので、かつ漁獲量規制や漁獲流通に関する措置が講じられているもの」としてはどうかと考えております。なお、完全養殖とは先ほど説明がありましたように、天然魚が産んだ卵から孵化したものではなく、養殖で育った親が産んだ卵から孵化した稚魚を養殖したものをいいます。これについては天然資源への影響が少ないことから調達可能としてはどうかと考えているところです。なお、赤字で記載している内容が調達コードの本文や注記に記載する案となりますが、具体例がある方がわかりやすいと思いますので、次のページでご説明させていただきます。

5ページの下の四角囲みをご覧ください。前回までも記載しておりましたウナギ、マグロの例について記載しております。まず、マグロについては、1点目の認証に関しては前回までと同様でございます。2点目は調達コードに新たに記載した内容を、マグロではどのように解釈するかを記載しております。先ほど専門家の魚住様から説明がありましたように、絶滅危惧種であるミナミマグロやメバチは最大持続生産量を示す MSY 水準への回復が十分可能、もしくは上回る資源量があり、それぞれに応じた漁獲量規制も行われていることから調達可能にしてはどうかと考えております。次にウナギにつきましては、1点目は前回の通りです。2点目は調達コードの記載の解釈について記載しております。絶滅危惧種であるニホンウナギにつきましては、関係国間で資源管理がされており、かつ、先ほど水産庁から説明がありました水産流通適正化法と同様に、法に則って漁獲されたものが証明される仕組みで生産流通されたもののみを調達可能としてはどうかと考えております。なお、先ほど水産流通適正化法の説明がありましたけれども、シラスウナギにつきましては、国内で漁獲されたものが対象とお聞きしておりますので、輸入されたもの、違法に捕獲

したものの混入はないのではないかと考えています。この辺り、もし水産庁からコメントありましたら後ほどよろしくお願いいたします。また、水産流通適正化法でニホンウナギが対象になるのは 2025 年 12 月からとなりますが、それまでに事業関係者や調査専門機関等によるトレーサビリティシステムが構築され、具体的な実施手法が決まるものとお聞きしておりますので、そのような流適法と同等の対応がされたものも調達可能としてはどうかと考えております。3 点目は完全養殖のものです。現在、ニホンウナギにつきましては、公的研究機関や大学等の5団体で完全養殖に関する研究開発がされており、先ほど水産庁から説明がありましたように技術的には可能となっております。これらの日本における新しい技術や商品が、大阪・関西万博の準備や開催を通じて生まれ広がるきっかけになればとも考えております。なお、ウナギに関してはこれまでご説明しました仕組み上、限られた量しか供給できないと思われます。しかし、大阪・関西万博で提供されるものは資源管理、漁獲・流通等適切な措置を受けたものに限定したいと考えておりますので、これらを解説にも記載するとともに、事業者等にも丁寧に説明をしたいと考えているところです。次のページお願いいたします。

最後にパーム油でございます。17 から 19 番までは最低限の基準に関する意見でございました。パーム油についても様々な意見があると承知しております。これまでの意見等を踏まえますと、そもそも認証自体がどうなのかという議論もあり、また、ISPO、MSPO、RSPO の3つの認証は、発足の経緯や思想が異なり、さらには世界の地域により評価が異なるとのご意見をいただきました。大阪・関西万博の調達コードにつきましては、世界の各国各地域が参加されるイベントのルールであるという観点も必要です。また、この3つの認証油は、他の認証のないパーム油と比べると相対的に持続性が高いと言えることから、最低限の基準と致しましては、これまでの事務局案通り、ISPO、MSPO、RSPOとしたいと考えております。なお、推奨基準につきましては、農水省との調整が続いており、引き続き検討したいと考えております。こちらにつきましては、永見からご説明させていただきます。

事務局 持続可能性部長の永見でございます。先ほど黒川から申し上げた通り、パーム油の調達基準については RSPOのIP・SG等の高グレードなものなどを推奨するということで、これまでお示ししていたところでございます。認証 に関しましては、大阪・関西万博の今までご議論いただいたものもいろいろございましたが、この中で MSPOとISPO は他の認証と違って、唯一、他国政府が作ったスキームでございます。他国政府が作ったものの扱いについては、我 が国における農林水産物の輸出入に係る政策への影響があるのではないかという懸念を農水省からいただいておりまして、そうしたその影響の有無など、より広範な観点から検討を行う必要があるということで、今日までにまとまらな かったというところです。大変申し訳ないのですが、今回については、農水省の意見も踏まえて、推奨基準の中での RSPOの IP・SG等を記載するとことは保留とさせていただき、今回はその部分を落とした形でお認めいただけたらと 思っております。引き続き検討させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。以上が食品関係の部分の案となります。時間も迫っていますので、食品以外の部分も引き続きご説明させていただきます。

加賀谷委員長はい、お願いします。

・持続可能性に配慮した調達コード改定案(個別基準の追加以外)について

事務局 博覧会協会の志知でございます。それでは続きまして資料 8-5 のご説明をさせていただきます。こちらは調達コードそのものの改定案のうち、これまでご議論いただきました個別基準の追加以外のものについてまとめたものになってございます。

大きく 2 点ございます。1 点目は後ほどまた議題となっております通報受付対応、グリーバンス・メカニズムに関するものでございます。前回までの調達ワーキンググループにおきまして、通報受付対応に関しても調達コードの記載を一部見直すべきというご意見を頂戴いたしておりました。これを踏まえまして、共通基準と担保方法について一部修正・追記することとしたいと考えてございます。1 ページの 1 から 3 までのご意見につきましては、前回お示しした案が非常にわかりにくいというようなご意見をいただいておりました。また、サプライヤー等における苦情対応の体制整備に関しましては、調達コードの中に明確に入れるべきではないかといったご意見や、通報があった場合に対応する最低限の仕組みを設けるというようなことを残して記載を検討してもらいたいといったご意見をいただいておりました。こ

の点につきましては、その後一部の委員にも個別にご相談をさせていただきまして、共通基準の「1.2 通報者に対する報復行為の禁止」というところを、「1.2 通報者に対する報復行為の禁止及び通報受付対応の体制整備」と修正をいたしまして、その中に通報を受け付けて対応する体制(グリーバンス・メカニズム)を整備するように努めるものとするということを明確にするように修正をいたしております。

2 ページでございます。担保方法のところにも、博覧会協会が苦情処理メカニズムを設置する以上、その仕組みが十分機能するように、サプライヤー、ライセンシー又はパビリオン運営主体等が苦情処理メカニズムに協力することなどを記載しておくことが重要であるので検討してもらいたいなどのご意見をいただいておりました。この点につきましても、その後一部の委員に個別にご相談をさせていただきまして、サプライヤー、ライセンシー又はパビリオン運営主体等は、博覧会協会による通報受付対応に協力して対応しなければならないことを追記いたしております。

3ページでございます。大きく2点目でございます。脱炭素に関するものでございます。脱炭素ワーキンググループ におけるご議論を踏まえまして、カーボンニュートラル LPG および航空機のオフセットにつきまして、調達コードの共通 基準のうち脱炭素に係る項目について一部追記することといたしたいと考えてございます。カーボンニュートラル LPG につきましては、大阪・関西万博では基本的にパビリオンでガスを使用しない設計となっているのですけれども、店舗 等で必要な場合には LP ガスを使用できることになってございます。この際の LP ガスの調達につきましては、参加者 がそれぞれ調達することとなっているところでございます。この参加者による会期中の会場内の燃料の燃焼による CO2 排出というのは、万博のカーボンニュートラルを目指すにあたっては対策が不可欠という状況でございます。そこ で、調達コードの共通基準の、既にあります「2.2 低炭素・脱炭素エネルギーの利用」というところにおきまして、パビ リオン運営主体等は、会場内において LP ガスを使用する場合にはカーボンニュートラルのもの、下にお示ししていま すように、クレジットによるオフセット、バイオ由来のものなどが想定されますが、そういったものを使用しなければならな いということを追記いたしております。また、航空機のオフセットにつきましてですが、大阪・関西万博の温室効果ガス の排出のバウンダリーとしては、この GHG プロトコルには本来含まれない来場者等の排出を算入することといたして おります。特に海外からの渡航者が航空機を利用することによる排出量は、万博全体の排出量の約 7 割程度と 多くを占めると推計をいたしておるところでございます。航空業界へのヒアリングなども行っておりまして、各社で SAF と言われます持続可能な航空燃料の導入や渡航分の温室効果ガスをオフセットするような追加メニュー等の用意 をされているというような状況もございますので、調達コードの共通基準の「2.4 バリューチェーン全体を通した温室 効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用」というところにおきまして、「調達物品等の航空機輸送にかかる温室 効果ガスの排出量や、サプライヤー等関係者の航空機移動にかかる温室効果ガスの排出量をオフセットすることが 推奨される」ということを追記いたしております。

以上 2 点ございます。4 ページ及び 5 ページは、先日開催されました脱炭素ワーキンググループの資料をご参考として掲載をいたしております。

最後、6 ページは、今後のスケジュール(案)についてでございます。先ほどの個別基準の追加と併せまして、本日、調達ワーキンググループで委員の皆様のご了解をいただけましたら、3 月 3 日に予定されております持続可能性有識者委員会でご報告をさせていただきまして、その後意見募集を実施したいと考えておるところでございます。また、意見募集の結果を対応案とともに整理いたしまして、5~6 月頃に開催予定の次回の第 9 回調達ワーキンググループにおきまして、改めて委員の皆様にはご議論いただきたいと考えておるところでございます。以降、予定通りに進みましたら、7 月頃に調達コードの第 2 版として公表したいと考えておるところでございます。ご説明は以上でございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。では資料 8-4 及び資料 8-5 につきまして、各委員の皆様からぜひコメントあるいはご意見をいただきたいと思います。まず挙手ベースでいただきたいと思いますので、ご意見ある方は動画を外していただいて挙手をいただければと思います。よろしくお願いいたします。山田委員お願いします。

山田委員 はい、ありがとうございます。パーム油のところをもう一回説明お願いします。これは推奨基準を示さないという話でしょうか。今回、原案がどうなっていて、どういうふうに変わって、どう問題になっているのか、他の委員のご質問の後で結構ですのでお願いいたします。

加賀谷委員長 内容を確認いただいた方がよろしいかと思いますので、事務局からお答えいただけますか。

事務局 はい。パーム油については、これまで RSPO のうち IP・SG 等が推奨されると記載していたところですが、その 記載は意見募集の段階では記載しないということになります。それで、今後また検討をいたしまして、調整がまとまっ たらまた第三版というときに載せていきたいと思っております。

加賀谷委員長 山田委員よろしいですか。

山田委員 何が問題になっているのでしょうか。

事務局 問題になっているのは、前回のワーキンググループにおいて、パーム油の個別基準については、農林水産省から東京 2020 大会でもこのような推奨基準を設けていなかったので今回も設けるべきではないというご意見を頂戴し、それについて農水省と調整をしておりました。日程管理が甘くて申し訳ないのですが、本件については他国の政府のスキームであって、それを軽んじて扱うようなことがあれば農林水産物の輸出入に係る政策への影響があるというような懸念点が農水省から示されまして、そのあたり本当に輸出入について他国との関係に影響があるのかどうか、引き続き農水省と議論をさせていただきたいということで、その部分は保留とさせていただきたい、ということでございます。

山田委員 はい、わかりました。でもその辺りの懸念もよくわからないですが、少なくとも RSPO はどこかの特定の国の 認証ということではないですよね。

事務局 そうです。ISPO と MSPO が国の認証ですので、それらの国に対して RSPO より少し差がつくというのは、あまり輸出入に係る政策への影響の観点からするとよろしくないのではないかというところで、申し訳ございませんが意見がまとまりませんでした。

山田委員 少なくとも 3 つを並行して書いているので、何かを軽んじているという感じはしないのですが。コメントは以上とします。

加賀谷委員長 事務局と私が情報共有をさせていただいている限りで申し上げますと、我々ワーキンググループとしてもこの RSPO の IP あるいは SG については推奨基準としてぜひ入れたいという思いで今まで進めてきたわけですが、一方で国の安全保障の問題あるいは国の政策に対する影響度みたいなものを勘案したときに、そこに対する懸念がまだ農水省の中で残っていると情報をいただいておりまして、そこが果たしてどうなのかというところについてはまだ必ずしもクリアになってない面もあるということで、この部分は留保させていただいて、また委員の皆様のご意見もその留保を踏まえた上でお伺いしつつ結論を出していく方向がいいのではないかというのが現状です。山田委員ご理解いただければと思いますが、よろしいですか。

山田委員 はい、ありがとうございます。

加賀谷委員長では、高橋委員お願いいたします。

高橋委員 はい、ありがとうございます。今の山田委員のご質問ともすごく関連するのですが、パーム油の件、もう一度私今読み直したのですけども、文言とご説明の内容をもう一度認識が合っているかどうか確認させて下さい。 ISPO、MSPO の認証について、原則これを認証として認めるというような記載ぶりには今の案もなっていなくて、他の調達基準とはこの認証に関する取り扱いの位置づけが異なっていると理解をしています。これは今後基準の執行にも関連するところなのでもう一度確認させていただきたいのですけど、パーム油については、ISPO、MSPO、RSPOの認証があったとしても、この別紙で掲げるような①から④というような、例えば泥炭地等に関するいろいろな基準みたいなものもしっかりと事業者の方で確認をした上で調達をするというような形の記載ぶりになっていると思うんですけど、そのような理解でよろしいでしょうか。多分基準違反だという形で、もし申し立てがあったときには、単に ISPO を使っているから大丈夫ということじゃなくて、やはりその確認をしているかどうかというところとか、やはりいろいろな問題になりうるというのはそういう観点から確認させていただければと思っています。

あと2点目ですけども、脱炭素ワーキンググループの意見を踏まえての、調達コード案の追加というところですが、この内容自体は十分より具体的な記載が加わって望ましい部分かなと思う一方で、この脱炭素の取組、この調達というのは全体的な枠組みからするとやはりリスクベースで、つまり排出量等に関して特にリスクが高いような物品等については、よりトレーサビリティをしっかりすべきであるとか、そのカーボンニュートラルに関する取組をよりしっかり確立すべきというような形だと思うのですけども、共通基準は非常に広い基準の中で、LPガスや航空機に限定するようになったのは、脱炭素で皆様が調達するいろいろな商品やサービスの中で特にリスクが高い商品やサービス等がこの航空機とかLPガスだという議論があったのか、それともそれ以外のものも今議論されているのかも含めて、教えていただければと思います。以上です。

加賀谷委員長 事務局お願いいたします。

事務局 はい、博覧会協会黒川でございます。高橋委員ありがとうございます。パーム油に関しては私の説明が適切でなかったかもわかりません。17番から19番につきましては、ISPO、MSPOの基準を外したらどうだというご意見がございましたので、それは事務局案通り残しますということを書かせていただいたつもりでございます。高橋委員におっしゃっていただいた通り、他の担保はいろいろあるというところでございます。以上でございます。

事務局 2 点目脱炭素については永見からお答え差し上げます。基本的にご指摘の通りでして、排出量が高いところであり、なおかつ手が付けられないところということで、調達コードで書くことをお願いするものです。いろいろガイドラインを全体で作っているところでありますが、あまりガイドラインがいろいろと乱立するのもよくないということで、総論のところに各論を書くのはいかがなものかというところもご指摘ごもっともだとは思うのですけれども、書かせていただきたいというところでございます。脱炭素に関しましては、基本的には電気は再生可能エネルギーなど排出係数がゼロの電気を使うというのと、あとガスは都市ガスも一部使うのですが都市ガスについては別途入札等のときにオフセットされたものを購入するということで大部分できているんですけれども、あといくつか残っております。そのうちの1つである LP ガスについては、万博ですので中でいろんな国がレストランなどを開店するというところで、できれば電気を使ってもらいたいと思っているのですけれどもガスを許容していると。ガスを許容していますが都市ガスの配管は敷いてないために都市ガスは使えないので、最終的には LP ガスを使いたいという声が上がるだろうと考えております。都市ガスは我々が一括購入するのでいいのですが、LP ガスはそれぞれのアクターがいろいろ購入されることになりますので、調達コードに書いておきたいというところでございます。よろしくお願いします。

加賀谷委員長 高橋委員お願いいたします。

高橋委員 ありがとうございます。よくご説明の趣旨は理解できました。ただ、今のお話からすると、RE100 みたいなというかわかりませんが他の電気の購入みたいなことに関する何か基準みたいなのをもしあれば、LP ガスだけ記載があるというよりは、他のエネルギーがどうなのかというような記載も少しご検討いただければと思います。既にそれは原則としてあってただ例外的にこの LP ガスを使う場合にはというような今のような基準を満たすというようなことを記載していただけると、もしかするともう既に調達コードに書いてあるのかもしれませんが、もしその文言等もう少し明確化していただけるとより全体的な中でなぜ LP ガスの特別の規定があるのかがわかりやすくなると思います。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。私も脱炭素につきましては高橋委員と同じ意見を持っていまして、全体像が見えない中でここだけっていうのが何でなんだろうって皆さん思われるんじゃないかと思ったりもしますので、少し全体像も見せていただいた上で、調達コードで載せるべきところはここで本当に大丈夫なのかという確認も委員の皆様に是非していただきたいと思います。1点目について高橋委員大丈夫ですか。

高橋委員はい、大丈夫です。ありがとうございました。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では有川委員お願いします。

有川委員 はい、ありがとうございます。5 点ほどコメントさせていただければと思います。まず水産物のところですけれども、先ほどお伝えしましたように、やはり資源管理を踏まえるといったような趣旨の内容が必要ではないかと思います。 もちろんお話をお伺いして、流通の透明性であるとか資源管理の努力といったものをなさっているというのはものすごく よく理解できますし、その点の重要性も認識しているつもりですが、それと資源量が確保されているというのは残念な

がらやはり別の話と思います。特にこれは一般的な水産物ではなくて、絶滅危惧種に関わるところですので、きちんと そのあたりを見るということが重要ではないかと思います。先ほどウナギに関しては、ウナギに関わらず他もそうではない かなと思うのですけども、そのデータ自体がなかなか無いという話がありましたが、であれば環境全般、予防原則をき ちんと図ることが大事ではないかと思います。私もウナギは嫌いなわけではなくてウナギはとても美味しいものだと思っ ているのですが、やはり現世代も含めて将来世代がちゃんと食べていける状態にするために判断をしていくべきではな いかと思います。

同じく水産物の完全養殖の部分、先ほどお伝えしたように親も養殖でというサイクルがなされているというだけでなくて周辺環境、流通の部分も非常に大きな課題と思いますので、完全養殖の場合は特にその辺りも例えば調達計画の中にちゃんとやりますよ、やっていますよというのを入れていただくというところが重要ではないかと思いました。こちらの書きぶりどうなるのかわからないのですけれども、追加で何らかのフォローが必要ではないかなと思いました。

畜産のところで、もうパブコメ前ということで、タイムライン的に難しいだろうとは思うのですが、アニマルウェルフェアの部分いろいろ議論してきました。最低基準のところは難しいと思うのですが、推奨のところにこれはどうかと思うアイディアがあったので、一点だけ付け加えさせていただきます。何かと言うと、地鶏の取扱いを入れてはどうかと思いました。なぜかというと地鶏については有機 JAS で定められておりまして、条件として 28 日以降は平飼いであること、それから密度も 1 平方メートル当たり 10 羽以下であることとなっていまして、これは日本独自の仕組みになっていて海外にはない仕組みになります。この仕組みを利用すれば比較的容易に皆様も利用しやすいのかなと思いますので、ジャストアイディアですけれども推奨の中に入れるというのも日本の良さを知っていただく 1 つではないかなと思いました。

4番目、パーム油についてです。元々私はあまり MSPO も ISPO もサステナビリティの面で持続可能性と言うには問題があると疑問を持っています。その意味では推奨の部分に残ったらいいなと思っているのですが、というコメントをお伝えしつつ、別紙のところでいろいろ補足をされていたかと思いますが、そこに追加としてミルリスト、搾油工場のリストの公開を入れるというのを提案させていただければと思います。これは何かというと、そのミルリストの公開を入れることによってどういう森林の近くで操業しているかというのがわかる状態になります。そうするとその森林がわかることによって環境面でのリスクがわかるようになりますので、あくまでも環境面での補強にしかなりませんけれども、つまり人権とかはわからないですが、少しでも補強するという意味で提案をさせてください。

最後 5 番目、全体的に今回調達の計画と報告が最終的に出されるのは非常にいいと思っていますが、ぜひその内容の公表をお願いしたいと思っています。東京 2020 大会のときは丸めた形で公表されていたかと思います。会社名を出すのは難しいかとは思うのですが、ABC でもナンバリングでも構いませんので、是非個別データをぜひ出していただくようにお願いできればと思います。そうしますとこれまでいろいろ議論してきたことの詳細の結果がどうだったのかという分析ができ次に繋げられるかと思いますので、ぜひあまり丸めない形で出すというところで、こちら運用の話になるかもしれませんが、お願いできればと思いました。以上です。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。意見募集前のご意見を皆さんからぜひお受けしたいので、今手が挙 がっている皆さんにお伺いしてから事務局にお戻ししようと思います。 冨田委員お願いします。

冨田委員 はい、まずパーム油に関してなんですが、まだ引き続き検討するという形なので結論出さないでいいという 気はするんですが、IP・SG というのは RSPO の中でもいくつかのグレードがあって、当然その優位性というか持続可能性のレベルに差があるのは明確に認識されている部分かと思います。そのため、そこを明示的に推奨にするかは別として、そういったところをきちんと解説する工夫というのはあり得ると思います。あと、先ほどの計画とその結果の報告のところでは、やはりそのグレードの違いまできちんと明確にしていただくというのはぜひとも入れていただきたいと思います。 RSPO 認証だけではなく、IP なのか SG なのか MB なのかそこの部分ですね、そこまで含めた形にすることはやっていただいた方がよろしいと思います。

2 点目ですが、1.2 の通報者に対する報復の禁止の部分のところ、今回ここで体制整備の話も入れていただいたのでこれは非常に良い変更と思っていますが、素朴に思うと、報復行為の禁止及び体制整備だと順番は少し違うのかなという気がして、体制整備が先にあってそのもとに報復行為の禁止なんじゃないかなと。本文の方も並び順

がそうなっているので逆にした方がいいのではないかなと思いました。もし何かここにすごくこだわりがあるなら別ですが、 一般的には多分体制整備を先にした方がわかりやすいだろうと思います。以上です。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。先ほどと同じように最後に事務局にまとめてお答えいただこうと思います。では、崎田委員お願いします。

崎田委員 ありがとうございます。いくつかコメントさせてください。こちらに書いてある水産物に関する対応方針ですけれども、一応全体的には対応方針に書いてあることに賛成です。一点だけ気になったのが、先ほどのウナギの話で、今回いただいた資料 8-4 の 5 ページの一番下のところに、ウナギは完全養殖のサイクルで得た卵を孵化させて養殖までを一貫して行うもの、と書いてあります。先ほど委員から、やはり完全養殖であってもいろいろな影響があるのではないかということを明確にというお話がありました。これまで完全養殖していると現場を取材するとほとんどが山の中で、例えば廃校の体育館が全部プールになっている、プールを設置しているとか、もちろん周辺の環境には非常に気を使っていますけれども、山の中でやっているっていうところが非常に多かったのですね。そういうことを考えれば、養殖環境のトレーサビリティにも対応できるようにするとか、そういう言葉が一言入ってもよいのかなという印象は持ちました。

そして次のパーム油ですけれども、いろいろな制度に関して今回評価が違うので入れないようにしたいという判断案が出ていますけれども、そうするとやはり東京 2020 大会のときと同じ対応になります。あの頃とその直後ぐらいから非常に世界的な関心も高まっているという中で、まだ同じ段階かというのが関係者にとって、残念な印象が強いのではないかと思いました。やはり半歩でも進めるためにどういう内容にするかは、もう少し皆さんの意見をうまく活用していただければありがたいと思いました。

最後に次の資料 8-5 の脱炭素のところで発言をさせていただきたいのですが、まず先ほどから多くのご発言の中で、LP ガスと航空燃料だけではなくて全体のこともというお話がありました。脱炭素全体というと本当に大変ですが、調達者が関わるような脱炭素についてはしっかりとフォローができていますが、調達者は LP ガス使用の場合、カーボンオフセットの実施というところはちゃんと考えて欲しいという状況がわかるような記載を、私もぜひしていただければありがたいと思いました。なお、この LP ガスの CO2 削減はわかるのですが、航空機使用の来場者のオフセットまで対象に入れるというのは、脱炭素ワーキングの皆さんが非常に前向きな議論をしてくださったと思い、敬意を表したいと思います。ここまで対象に入れるのは、私は大賛成ですけれども、それをどういうふうにチェックするのかというところの仕組みをちゃんと入れるのが大事だと思いました。パビリオンの運営者等が大きな物品を飛行機で運ぶというのでしたら、カーボンオフセットしているかとかバイオ燃料の飛行機で運んでいるかというのは証明をいただくことはできると思うのですが、1 人 1 人の来場者の方にそれを推奨するという場合は、私も推奨したら非常に社会的影響は強いと思うので、そういうやり方に挑戦することはいいことだと思うのですが、それをどういうふうに証明するか、チェックするかというその辺を交通整理しておいた方がいいと思いました。よろしくお願いします。

加賀谷委員長 ありがとうございます。これも後ほど事務局からまとめてお答えをいただきたいと思います。岡本委員 お願いいたします。

岡本委員 はい、時間がないので 1 点だけにします。水産物のところですが、今日お 2 人の方から説明を聞いて前回はエコラベル認証を受けたものまでしか拾えてなかったものを、さらに認証がなくてもいいものがあるということで広げています。説明はそれなりのものでしたけど、例えば最初の説明のように、絶滅リスクは元々全くないっていう視点で語られています。まとめにもそう書いてあります。レッドリストに問題があるというのを理解しないわけじゃないですけど、問題は世界中の人が来る大阪・関西万博で絶滅危惧種を食べるということを、何か日本的にはこうですよと言ったときに世界の人が理解できるのか。もうそんな難しいことを考えなくても、大阪・関西万博は持続可能な未来社会をということなので、このマグロはサステナブルなものだよ、大丈夫ですよって言い切れるのですかと。だから、さっき質問されたように、欧米で日本の、今日のお話を聞いて、欧米の方々はみんな評価するのでしょうか。少なくとも絶滅危惧種とされているのは事実です。それをこうだからいけると、どんどん広げていくというのはどうなのか。大阪・関西万博は持続可能な未来社会をと言っている中で、世界の理解を得られるかどうかが全てだと思います。マグロはこういう食べ方しても、100 から獲って 80 食べるけど 20 残るという論理で、だから大丈夫ですよというのは、世界から万博に来

た人が理解できるのでしょうか。わかりやすさ、世界に通じるか、もうその視点だけでいいと思います。その辺が、素直に考えられているのかなと思いました。元々の調達コードで絶滅危惧種については基本的に使用しないと。これは素敵で素晴らしい。我々としてはあるべき姿だと思います。それを少し広げていくことはあってもいいと思うのですが、段々広げていくことを、世界の人はどう思っているのか、という目線は必要だと思います。最終的に、事務局がしっかり作って大丈夫だと言うならちゃんと説明が通じるようにしておくことが必要。そうでなければ、どこまで広げるんですか、日本的じゃないですか、とだけは言っておきたいと思います。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございました。では事務局からご回答いただければと思います。

事務局 若干まとめて回答します。ウナギに関して、有川委員、岡本委員のご指摘もおっしゃるところも十分ご理解できるものではあると思っております。ただ、やはりいろいろと関係者がご努力されて日中韓台湾で枠組みを作って、とりあえず2割削減ということで池入量も定めて取り組まれていて、国内のトレーサビリティもしっかり作るということをやっているというところで、これを私どもとしても政府にしっかりこれを育てていっていただきたいという思いがございます。ですので、しっかりこれをアピールしていく。まだ不十分なところはあるかもしれないけれどもということで、取組をご理解いただきたいと思います。それでご批判がある場合にはしっかり政府にも受け止めていただくというプロセスがあってもいいのかなと思っております。また、大阪・関西万博はやはり日本の食をアピールする場でもあるというところがございます。ですので、そのバランスというか両方ということで持続可能性と食のアピールということで考えると現在の案で取組をしっかり説明していきたいと考えております。

脱炭素に関して、記述については LP ガスだけに見えないように検討したいと思います。中身としてはご理解いただいたものと考えております。把握の仕方というのは難しいところではありますが、脱炭素ワーキンググループでご指導いただいて、排出量をなるべく正確に算定していこうということでやっております。ですので、参加者、パビリオンを出す国々の方々には何らかの形で排出量とそのオフセットしたかどうかというのをお聞きしたいと思っております。来場者については調達コードの範囲外となってしまう部分もあるのですけれども、来場いただく方々について申し上げると、その啓発キャンペーンのような、グリーンチャレンジと呼んでおりますけれども、というのをやっていきたいと思っております。その中で、できればインセンティブも付与することで考えておりますけれども、どれだけ排出量を出してきたか、そしてそれをオフセットした場合には何かインセンティブを与えることができるかみたいなことも検討しておりますので、そうした啓発のキャンペーンの中で可能な範囲で来場者の移動とそのオフセットの有無についても補足をしていきたいと考えております。以上です。あとは順番に従って、黒川からまず食品についてご説明差し上げます。

事務局 はい。食品関係について、黒川からご回答させていただきます。まず食品関係の調達計画と結果の報告につきまして、有川委員と冨田委員からご意見いただきました。検討させていただきたいと思っております。水産物につきましては、先ほど永見から申し上げたところ以外では、完全養殖に関して有川委員と崎田委員にご意見をいただきました。完全養殖の中でもいろいろあるということでございますので、中身もう一度確認させていただいて検討したいと思っております。畜産物のところで有川委員から推奨に地鶏というお話がございました。こちらの協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証については推奨に入れるという話になっていますので、そのようなものを文言として入れるというよりも我々が認めるアニマルウェルフェアの認証というところでふさわしいものがあれば入れさせていただければと考えております。パーム油の推奨基準につきましては、何度もお話が出ていますけれども、今回は事務局案から削除することになっておりますけれども、引き続き関係者と検討を進めさせていただいて、その上でもう一度また調達コードに載せられるかどうかという段に行きましたらまたご相談をさせていただきたいと考えております。食品関係は以上でございます。

事務局 博覧会協会志知でございます。あと一点だけ、冨田委員から共通基準の通報受付対応関係の記載について順番が逆の方がいいのではないかというご意見をいただきました。前回も具体的にそういうようなご意見までいただいておったところは承知をしていまして、それも踏まえて検討させていただいて参りました。私どもといたしましていろいろご意見も伺いながらだいぶ悩んだところですけれども、要素として 1.2 の中には 2 つございまして、1 つは、通報者に対する報復行為の禁止という義務的に強い基準というのがあります。もう 1 つは、サプライヤー等においても通報

受付の体制整備をするように努めていただくという、推奨といいますか努力義務的なものというのがあります。この 2 つを考えたときに、前者の方が基準として重要であるということが 1 つ。 あとは、通報者に対する報復行為の禁止というのが必ずしもそれぞれのサプライヤーさんが自ら設置された通報受付体制の中で受けられたものに限らず、例えば博覧会協会が設置する窓口で受け付けたもの、それ以外の仕組みで行われたものも含めたより広いものであるということも考えまして、この順番の方がいいのではないかと判断をしてお示ししたところです。ご理解いただけるようでしたら、この内容で進めさせていただければと考えております。以上でございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。残された時間が 10 分程になっておりまして、もう1つだけトピックが残っていると思います。その前に、少し私の方から補完というか意見申し上げさせていただくと、委員の皆さんに今まで調達ワーキンググループの中でやっぱり東京 2020 大会にはないしっかりしたレガシーを残していこうというスタンスの中で議論してきたと私は認識をして、そこにぜひこだわりを持ちたいと思っております。そこの問題意識を持ちつつも、様々な課題も同時に考えなければならないことがあるのも事実だと思います。特に皆さん共有して理解をいただいていると思いますのは、しっかりと皆さんがどう今回のこの大阪・関西万博で振る舞ったのか、それをしっかりと測定してそれをちゃんと報告をして次に活かす、結び付けるということをしっかりやっていくことについてはご理解をいただいているし賛成もいただいていると思います。そこは最低限の前提としながら、あとは皆様の思いは我々理解をしているつもりですし、また細かいことについては改めて各委員の皆様にご相談をさせていただきながら、意見の取りまとめを進めさせていただきたいと思っております。

先ほど志知さんにご報告いただきました通り、意見募集前の最後の調達ワーキンググループだと認識をしておりますので、修正、様々な担保条件もありますし、またまだ論点が残っているということは認識しつつ、今の問題意識は引き継がせていただいた上で、最終的に皆様のご意見を踏まえて私の方の責任で修正をさせていただいて、改めて改定案を皆様にお示しをさせていただいてそこでご意見をいただいた上で意見募集案にさせていただきたいと考えておりますが、それで進めさせていただいてよろしいでしょうか。ご意見ありますでしょうか。ありがとうございます。ではまた何かございましたら事務局までお寄せいただくとしまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。資料の8-7をお願いいたします。

・通報受付対応(グリーバンス・メカニズム)について

事務局 時間が押しているところ、短めにご説明をさせていただくようにいたします。資料 8-7 は通報受付対応(グリーバンス・メカニズム)についてということでございます。こちらにつきましては、ページが多い資料をご用意しておりますが、基本的にはこれまでご議論いただいたことを踏まえて、骨格となります通報受付対応要領につきましては、すでに意見募集も実施して、その上でまた前回いただいたご意見について調整をさせていただいた内容をお示ししているということでございます。そういう意味では、丁寧にいろいろご相談にも乗っていただきまして、基本的に前回のご意見に沿った内容の修正ということでございますので、一つ一つのご説明はこの状況では割愛させていただいてもいいのかなと思っております。

併せて資料 8-8 と 8-9 がお手元にございます。資料 8-8 は、前回お示しした通報受付対応要領(案)を前回のご意見を踏まえた修正点のみ見える形でお示ししたものになっております。また、資料 8-9 につきましては、前々回に助言委員会についても基本的な考え方をお示ししてご意見をいただいたというところでございますが、それを踏まえて、いろいろ事務を進めていくにあたっての要綱案としてまとめたものになっております。併せてご確認をいただきまして、またご意見等頂戴できればと思っております。5 ページから 6 ページまでに前回いただいたご意見についての対応案をまとめております。特に 2 番と 3 番のところについて申しますと、代理人についての記載というのは、ないほうがわかりやすいのではないかというご意見等もいただいておりました。これについて表現の修正をさせていただいておりますということと、あとは、4 番と 5 番の通報案件の処理のプロセスの最初の段階で、有識者等第三者の関与があった方がいいのではないかというご意見いただいておりました。これにつきまして、助言委員会を組成していない段階であっても、中立性・公平性を高める観点から、必要に応じ、助言を求めることができるようにということを明記

いたしております。このあたりも含めまして全て意見に沿った内容と思っておりますので、細かい表現等を含めまして、 また何かございましたらご連絡いただければと思います。以上、簡単でございますが、ご説明はここまでとさせていただきます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。もう時間もありませんので、こちら前回から意見を汲み取らせていただいているところかと思います。あと先ほど富田委員にいただいた意見ももう少し考えさせていただいて、改めて案として提示をさせていただきたいと思います。

・その他(資源循環ワーキンググループの設置等について)

続きまして、3 つ目の議題になります。「その他」といたしまして、1 点ご報告でございます。資源循環ワーキ ンググループの設置等についてということで資料をご用意しております。この度、持続可能性有識者委員会の下に 新たに資源循環ワーキンググループを設置することといたしました。その趣旨・目的としては、大阪・関西万博におい て持続可能な万博の運営を目指すとともに、地球環境問題への新たな挑戦の形を世界に示していくにあたって、 資源循環に関する基本的な考え方や具体的な取組内容等について専門的視点から議論・検討を行うことといた しております。当面は EXPO 2025 グリーンビジョンという脱炭素・資源循環に関して目指すべき方向性や具体的 な対策などを取りまとめたものでございますが、その改定や資源循環に関する具体的な取組内容について議論・検 討を行う予定としております。資源循環に係る対応の方向性に関する今後の検討については、前回までの調達ワ ーキンググループにおいて、方向性案をお示ししてご意見をいただきまして、その後、この方向性案に即して、大阪・ 関西万博にご参加いただく関係者等に対して基準として示すべき事項について、今後ご議論をお願いする予定とい うことで、そのようにご案内させていただきました。この度、新たに資源循環ワーキンググループを設置することとしたこと に伴いまして、今後、資源循環に係る対応の方向性に関しては、調達ワーキンググループにおきましてこれまでいた だいたご意見を引き継いで、資源循環ワーキンググループにおいて議論・検討を行うとしたいと考えております。この 点につきましてどうぞご理解を賜りますようにお願いいたします。なお、崎田委員におかれましては、資源循環ワーキ ンググループにもご参加いただく方向でご相談を進めさせていただいている状況でございます。2ページと3ページはこ れまでいただいた資源循環関係のご意見をまとめたものとなっております。

4 ページ、調達ワーキンググループの今後の予定ですが、先ほどもご説明しました通り、次回は 5~6 月頃、また日程調整をさせていただいて開催させていただきたいと考えております。それ以降につきましては、基本的に年 2 回程度の頻度で開催させていただくことを想定しておりまして、今後の議事としましては、調達コードの遵守状況の確認・モニタリングのご報告や、通報受付対応の状況のご報告等を想定しております。引き続き、ご指導・ご協力のほどよろしくお願いいたします。ご説明は以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございました。 資料 8-7 から 8-10 までで説明いただいたことに関しましてコメントございましたらいただければと思います。 よろしくお願いいたします。 崎田委員お願いいたします。

崎田委員 はい、ありがとうございます。私は、最後にお話しがありました資源循環ワーキンググループについて一言申し上げたいと思います。今まで資源循環勉強会に関わらせていただきました。最近の世界情勢においてサーキュラーエコノミーの大きな流れや使い捨てプラスチックをできるだけ減らしていくという、様々な資源の分野でもサステナビリティは大変重要な課題になってきています。資源循環ワーキンググループの中で改めて明確に全体像を示すのは大変大事な取組だと思っております。お声を掛けていただきましたので、喜んで参加させていただこうと思います。どうぞよろしくお願いします。

加賀谷委員長 崎田委員よろしくお願いいたします。ありがとうございました。高橋委員、お願いできますか。

高橋委員 お時間が限られておりますので一言だけ。助言委員会に関する要綱が今回新たにお示しいただいておりますが、グリーバンス・メカニズムについて、大阪・関西万博のレガシーを残すため、東京 2020 大会のいろいろな課題を踏まえて進めていくことも非常に重要です。また、他の企業でのグリーバンス・メカニズムにおいても非常に大きな

影響を与えます。こうした中、助言委員会はどのように役割を果たすのかということについて、ぜひ個別にいろいろ議論させていただき、ご意見申し上げる機会があればと思います。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございました。高橋委員もぜひよろしくお願いいたします。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。最後時間が足りなくなってしまったこと、お詫びいたします。活発なご意見をいただきましたので、引き続きこれを反映させていただきたいと考えております。では事務局よろしくお願いいたします。

事務局 博覧会協会永見です。今年度最後の調達ワーキンググループということで、一言御礼を申し上げたいと思います。精力的なご議論を大変ありがとうございました。形式的には今年度で一度任期が切れるという形になっておりますが、来年度も引き続きご指導いただきたいと思っております。別途ご連絡差し上げますのでよろしくお願いします。一部また保留となってしまった論点であるとか、別のワーキンググループの委員からは、せっかくこれだけ調達も頑張っているのだから、見せ方とか来場者への理解の浸透であるとか、そういったところもしっかり検討したらどうかというご提案をいただいております。そういったことについてもご指導いただきたいと思っておりますので、場合によっては追加的に開催させていただくこともあるかと思いますが、いずれにせよ今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

加賀谷委員長 どうもありがとうございました。それでは本日のワーキンググループはこれにて終了させていただきたいと思います。皆様活発なご議論いただきありがとうございました。

以上